

令和7年度(第1回)

洲本市地域おこし協力隊募集要項



あなたの物語を洲本から始めよう～はじまりの地～



兵庫県 洲本市



【洲本市について】

兵庫県洲本市は淡路島の中央部に位置し、面積は約 182.38 平方キロメートル、人口約 4 万 700 人の市民が暮らしています。瀬戸内海国立公園の指定地域として三熊山・大浜海水浴場・五色浜など風光明媚な名所や、豊かな自然に恵まれたまちです。

淡路島は、古事記に国生みの島として記述されており、また「御食国（みけつくに）」のひとつとして、山海の幸を大和朝廷に献上した食材の宝庫であったほか、古くから畿内と四国を結ぶ交通の要衝として位置づけられていました。本市は中世以降、淡路島の政治、経済、文化の中心として発展してきました。明治、大正期には紡績が盛んに行われ、当時の工場のレンガ建物が、今はレストランや図書館などに姿を変え、現在にその面影を伝えています。

現在、本市では、先人たちが築き、守ってきた自然や歴史、伝統や文化を未来へと「つなぎ」、人と人、地域と地域などの「つながり」を大切にしたい、まちづくりを進めています。

このようなさまざまな「つながり」を支え、地域に活力をあたえ、魅力あるまちづくりの実現に意欲的に活動していただける隊員のみなさまをお待ちしております。



1. 業務概要

行政や地域住民または関係団体と協力、連携し、【基本的活動】（次ページ参照）と【地域おこし活動】をしていただきます。

【基本的活動】とは、優先的に行ってもらう「市長が定める主たる活動」です。

【地域おこし活動】とは、【基本的活動】の内容に沿い、地域力の維持・強化に資する活動で隊員が自主的に行う活動です。

◇市長が定める主たる活動【基本的活動】

カテゴリ	主たる活動地域	【基本的活動】活動内容	理想の人物像・条件等
A (1名)	洲本市全域	<p>◇都市部の企業や大学など、多様な主体の連携による地域づくりに関すること</p> <p>◇兼業・副業・<u>プロボノ</u>(※1)・ワーケーションなど、多様な働き方・関わり方を求める地域外人材の確保や定着に関すること</p> <p>◇<u>関係人口</u>(※2)の創出拡大に関すること</p> <p>◇地域コミュニティづくりに関すること</p> <p>◇地域資源の利活用や発信に関すること</p> <p>参考サイト</p> <p>・バンカランカ  https://bankalanka.com</p> <p>・淡路島ゼロイチコンソーシアム  https://workation.life/consortium/</p> <p>・淡路島クエストカレッジ  https://awaji-qc.jp/</p> <p>※1 ここでのプロボノとは、職業上のスキルや経験を生かして、洲本市の発展や課題解決に取り組む社会貢献活動のことである。</p> <p>※2「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す。(総務省定義)</p> <p style="text-align: right;">担当課:企画課</p>	<p>◇左記の活動に興味がある者</p> <p>◇明るく、元気で、前向きで、人との交流が好きな者</p> <p>◇隊員同士、連携・協力して事業を進めていくことができる者</p> <p>◇洲本市の中で、自ら稼ぎ口を作り出そうとする者</p> <p>◇地域ボランティア活動等の経験がある者</p>

<p>B (1名)</p>	<p>洲本市全 域</p>	<p>◇芸術・文化の振興に関すること(特に音楽系の事業に関することに重点、以下同様)</p> <p>◇洲本市文化体育館自主事業(※3)等において、市民ニーズに応じた魅力あるイベントを企画・運営すること(既に予定されている歌劇やコンサート、第九演奏会などの企画・運営を含む。)</p> <p>◇芸術・文化に対する市民意識の高揚に関すること</p> <p>◇市民の芸術・文化活動の成果発表の充実に関すること</p> <p>◇芸術・文化によるまちづくりの推進に関すること</p> <p>※3 洲本市文化体育館自主事業について</p> <p>参考サイト</p> <p>洲本市文化体育館自主事業案内</p> <p>https://www.city.sumoto.lg.jp/site/buntai/list67-148.html</p>  <p>担当課:生涯学習課</p>	<p>◇左記の活動に興味がある者</p> <p>◇地域内外で良好な関係を構築し、明るく、元気で、前向きで、人との交流が好きな者</p> <p>◇隊員同士、連携・協力して事業を進めていくことができる者</p> <p>◇活動における人脈や経験を活かし、市内で起業、就業して定住する思いがある者</p> <p>◇音楽及び音楽系事業に精通している者</p>
-------------------	-------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 募集対象

次の条件を全て満たす方とします。

- (1) 令和7年4月1日時点で、年齢が満 20 歳以上の方（性別は問いません）。
- (2) 三大都市圏等(※)に在住し、採用後洲本市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方（ただし、条件不利地(※)からの場合、制限されることがあります）。（地域要件に係る応募資格の確認については、以下サイトでお調べいただくか、直接問合せ先までご連絡ください）

参考サイト

https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf



- (3) 契約期間を全うする意志のある方で、契約期間満了後に洲本市内で起業、就業して定住する意志のある方。
- (4) 心身ともに健康で、過疎地域等の活性化に意欲があり、地域住民と親交を深め、誠実に職務ができる方。
- (5) 自らの意志及び責任において主体的に活動を実施できる方。
- (6) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 3 項に規定する普通自動車免許を有している（ペーパードライバーでなく、実際に運転できる）方。
- (7) パソコン（ワード・エクセル・パワーポイント・インターネット操作など）の一般的な操作のできる方。
- (8) 外国人の方においては、日常生活や活動において意思疎通に支障のない程度の日本語を話すことができる方。
- (9) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない方
- (11) 過去に、洲本市地域おこし協力隊として委嘱された経験のある方は除く。

※「三大都市圏等」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県の全ての区域及び政令指定都市をいう。

※「条件不利地」とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法のいずれかの指定地域を有する市町村をいう。

3. 募集人数

2名（カテゴリ A 1名、B 1名）

4. 活動地域

1. 業務概要 「市長が定める主たる活動【基本的活動】」の表に記載のとおり。

5. 活動日

契約する活動に対して、予定している成果を達成することができる日数（一ヶ月単位で判断します）。

※活動内容によっては、土・日・祝日の活動も含まれます。

6. 活動時間

契約する活動に対して、予定している成果を達成することができる時間。

7. 活動期間

◎初年度は委嘱日から令和8年3月31日までとします。

※各カテゴリの委嘱日は、「10.募集スケジュール」をご覧ください。

※但し、第2次審査（面接試験）の結果、合格された場合でも正式な隊員として委嘱されるまでに、原則（最長）一ヶ月の試用期間があります。詳細については、後述の「12.試用期間<<短期地域おこし活動員（準隊員）>>」をご覧ください。

◎隊員の委嘱期間は別途定めませんが、基本は1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とします。

※但し、上記期間は基本とし、この期間によらない場合もあります。

※上記期間の更新等については、日ごとに作成いただく日報と、年2回程度開催する活動（実績）報告（プレゼン等による発表）の内容等を基に期間更新を決定します。

※活動期間は最長3年（36ヶ月）まで延長する場合があります。

8. 報償費

月額 225,000円

※但し、予定していた成果が達成されない場合は、減額してお支払いする場合があります。

9. 待遇等

○上記の報償費以外で、市が支給できるもの（1年間の活動費2,000,000円の範囲内）の例

・活動期間中の住居は、各自で探していただきますが、賃貸住居の場合は、入居に際し必要となる敷金、礼金及び毎月の家賃は、規定の範囲内で市が負担します。

※ただし、試用期間中の家賃及び敷金または礼金については自己負担となりますので、ご注意ください。

・活動に必要となる、消耗品等は市と協議のうえ、購入します。

- ・活動に必要となる、**車両**及び**各種備品等**は市が貸与します。
- ・市が必要と認めた**研修旅費**については、「洲本市職員等旅費に関する条例」等に基づき、予算の範囲内で支給します。

○市が支給できないもの（各自で負担していただくもの）の例

- ・食費、光熱費、通信費、駐車場代、町内会費等。
 - ・本市までの交通費、引越しに必要な経費。
 - ・試用期間中の家賃及び敷金または礼金。
 - ・社会保険には各自で加入してください。
- ※本市との雇用契約はありません。業務委嘱契約によるものです。
- ※確定申告は各自で行ってください。
- ※試用期間中の身分については、正規隊員と異なる内容があります。

10. 募集スケジュール

カテゴリ	募集開始	募集メ切	2次審査	委嘱予定日
A・B	令和7年 2月25日	令和7年 3月28日	令和7年 4月中旬頃 (予定)	令和7年6月1日 (準隊員期間:令和7年5月1日 ~5月31日)

11. 選考方法

《第1次審査:書類審査》

下記の①から④の書類(※④は任意提出)を準備し、郵送または直接、提出してください。

①「令和7年度 洲本市地域おこし協力隊応募用紙」

※応募用紙には、「志望動機、地域おこしに対する思い」と「基本的活動に関して生かしたい自身の能力等」、「活動終了後の自分」の項目があり、記入必須となります。

②住民票

③普通自動車運転免許証の写し

④その他PR資料【任意】

※過去に取り組んだ地域おこし活動、社会貢献活動、企画したイベント、事業等の資料や商品開発、研究成果資料等。

《第2次審査:個人面接》

第1次審査合格者を対象に、洲本市内にて面接を実施します。開催日時や方法等については、別途、お知らせします。

◎第2次審査において、基本的活動またはその活動を通してご自身が行組みたい内容について、別途、企画書を作成し、提出することができます(ただし、様式は任意、枚数や図表の使用等の文書構成は問いません(目安として、A4用紙1枚程度))。なお、ご提出いただいた場合は、第2次審査(面接)における評価の加点対象といたします。

12. 試用期間<<短期地域おこし活動員(準隊員)>>

本市では、正式に地域おこし協力隊として委嘱する日の前(最長)一ヶ月間について、独自に「短期地域おこし活動員(準隊員)」という身分で、試用期間を設けて活動していただいています。

これは、隊員希望者が洲本市や淡路島のことをよくご存じでない場合、すぐに隊員として活動をはじめるにあたって、地域の基本的情報が乏しく活動に支障をきたしたり、生活環境に慣れず体調を崩されたり、また、迎え入れる地域や行政と活動に関する相互理解が十分でなく、悩んだりされることをある程度事前に防ぐためです。

また、正式に隊員として委嘱後に、円滑に活動していただくことを期待して設けています。

<<試用期間>>

委嘱(予定)日の前(最長)1カ月間

<<身分等諸条件>>

短期地域おこし活動員(準隊員)である期間は、本市地域おこし協力隊の身分等諸条件と一部異なる内容で活動していただきます。

13. 応募・問い合わせ先

洲本市企画情報部企画課(本庁舎5F)

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

電話:0799-22-3321(代) 内線1514 / FAX:0799-22-1315

Eメール:kikaku@city.sumoto.lg.jp

HP:<https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/7/24637.html>

(応募用紙のダウンロードも可能です)



洲本市地域おこし協力隊 隊員紹介

武藤 寛美 (むとう ひろみ)



転出元/埼玉県さいたま市

委嘱日/令和4年5月1日

連携課/農政課

活動内容/五色ふるさと振興公社のEC事業の拡大、ウェルネスパーク五色の道の駅の開設準備等

藤田 美沙子 (ふじた みさこ)



転出元/大阪府大阪市

委嘱日/令和4年6月1日

連携課/企画課

活動内容/域学連携活動の推進、関係人口の創出拡大等

園田 薫 (そのだ かおる)



転出元/兵庫県神戸市

委嘱日/令和4年7月1日

連携課/農政課

活動内容/五色ふるさと振興公社のEC事業の拡大、ウェルネスパーク五色の道の駅の開設準備等

毛利 優花（もうり ゆうか）



転出元／富山県富山市

委嘱日／令和5年5月1日

連携課／企画課

活動内容／域学連携活動の推進や関係人口の創出拡大、外部人材の滞在活動拠点の整備・管理運営など

野原 輝人（のはら てると）



転出元／東京都町田市

委嘱日／令和5年5月1日

連携課／子ども子育て課

活動内容／保育所での交流・体験イベントの企画運営、保育や保育士の魅力向上、保育所業務の支援など

移住支援事業の案内

淡路島 洲本移住ナビ <https://sumo-navi.com/>



おいでよ洲本新生活支援事業

淡路島外から移住した2人以上の世帯で住宅を購入する世帯などに助成。

おいでよ洲本新生活支援事業（移住世帯）

淡路島外から移住し、住宅を購入又は賃貸する2人以上の世帯（夫婦、親子関係等）に対して、住宅に関する費用、引越し費用、自動車購入費用を助成します。

交付申請

1. 対象

- 淡路島外から洲本市に転入された2人以上の世帯（夫婦、親子等の親等以外の関係等）で、居住者が島外転入日の数日から起算して遡り3年以内の島外島内に住所を有していない世帯。
- 申請に居住し、住居基本台帳に記録されている世帯で、且、原則上洲本市に居住の意思がある世帯。
- 当該世帯の住宅として住宅を購入（所有権保存登記をしていること）し、または賃貸をすること。
- 当該世帯が淡路島外から、この制度に関する補助金の交付を受けたことがないこと。
- 日常生活保護による保護や他の公的制度による補助を受けていないこと。
- 交付申請に裏付け書類がないこと。 □ 交付標準を島外市町村等の情報がないこと。

2. 申請時期

転入日から1年以内

3. 補助金額（転入当年4月以降、今年度限り可能な限り）

住宅購入・賃貸・土地取得	最大100万円
自動車買替	一律30万円

※ 交付標準、交付額以上の認定や交付の制限等によって削減する世帯士がいる場合は、千人につき削減額を0円削減（購入人数で）。

4. 補助対象経費

転入日前1年以内の島外から転入後1年を経過する日まで、「おいでよ洲本新生活支援事業」の開始に属する者が島外、島内（島外転入）以外の島外島内に住所を有する世帯に属する世帯の4割未満の世帯士もしくは島外島内の世帯の総数にあり、又はあった者に対して負担する費用は補助対象外。

① 住宅取得費用【必須項目】

住宅を取得するための住宅とその敷地の取得に要する上、**土地取得費、建築費、取得人費用**（住宅に属する者が島外で所有し、又は2分の1以上の共有持分を有する場合は除く。また、居住住所の遷移は専ら人の意思のみに基づく移転の場合を除く。）

② 住宅が居住するための住宅の取得に要する費用

（動機から支給される住宅手当等を除く）。ただし、公営住宅、公共賃貸住宅、公社・公営住宅、雇用促進住宅等の公営住宅並びに若者、若者、若者の居住住宅にかかる費用は対象外。

③ 引越し費用【②のみ】

住宅への引越し及びこれに附帯する引越し費用等（専門業者に依頼する場合のみ）

④ 自動車買替費用【②のみ】

世帯に属する者の使用に要する自動車の買替費用。ただし、自動車の取得時の期間中は使用すること。購入時期に応じた取得時価以下の額にあり。

※ 取得標準額：【自動車】取得標準額：取得標準額

※ 交付標準額：【自動車】1年：【4月】～12月（取得標準額からの超過月数）1年：25～30ヶ月、4年：31～45ヶ月、3年：46ヶ月～2年

※ 削減標準額：【自動車】4年：【4月】～12月、3年：25ヶ月～2年

GO TO 移住キャンペーン

洲本市へ移住を検討されている方を対象に、お試し移住滞在費助成をしています。

淡路島 洲本市

GO TO 移住 キャンペーン

最大 10 万円の お試し移住滞在費助成を実施中！

洲本市へ移住を検討されている方を対象に、住居や仕事を探したり、田舎暮らしを体験したりなどの活動に要した経費の一部を補助します。

対象者	補助対象活動	補助対象経費
市外にお住まいの方で、市内の宿泊施設等に連続して2日以上滞在し、市内で移住を目的とした活動を行う方。	① 市内で住居を探す活動 ② 市内で仕事を探す活動 ③ 市内での暮らし体験、住居や仕事を探す活動と直接関連する活動	市内での活動に要する下記の費用の1/2、最大10万円まで。 ① 宿泊費：宿泊施設等の利用料金（飲食や駐車場利用料金等の付帯料金を除く） ② 交通費：高速道路の利用料金 ③ 借上費：レンタカーの利用料金（燃料費除く）

申請の流れ

移住相談 → 補助金申請 → お試し移住 → 実績報告 → 補助金取

問い合わせ先
洲本市企画課 Tel:0799-24-7614



市のシンボル

市の花



菜の花



水仙

市の木



松

市の鳥



千鳥

市の魚



鱈（さわら）

市の公式マスコット
キャラクター



なのは

市公式ホームページ（洲本市地域おこし協力隊）

<https://www.city.sumoto.lg.jp/site/chiikiokoshi/>

Facebook（淡路島・洲本市地域おこし協力隊）

<https://www.facebook.com/sumotonews/>



To be continued . . .